

## 大好きポイント〈横浜 FC〉サービス利用規約

### 第1条（目的）

- 1.本規約は、フェリカポケットマーケティング株式会社（以下、「当社」）が発行する大好き横浜 FCWAON カード及びポイントサービスの利用条件について定めます。
- 2.利用者が大好き横浜 FCWAON カードの利用を開始した場合、本規約を承諾したものとします。

### 第2条（定義）

本規約における次の用語の意味は、下記のとおりです。

- (1)「本カード」とは、当社が発行する非接触式 IC カード「大好き横浜 FCWAON カード」です。
- (2)「ポイント」とは、加盟店で本カードを提示して取引等を行う際に、付与、利用される「大好きポイント〈横浜 FC〉」です。
- (3)「ポイントサービス」とは、ポイントに関して、当社が利用者に提供するサービスです。
- (4)「利用者」とは、本カードを保有・利用する者です。
- (5)「加盟店」とは、利用者が、ポイントを獲得し、または、利用できる店舗等です。
- (6)「対象取引」とは、ポイントの付与・利用の対象となる利用者と加盟店との間の商品購入、サービス提供等の取引です。
- (7)「提携サービス」とは、本カードを利用して、当社以外が提供するサービス、機能です。
- (8)「WAON」とは提携サービスの一つで、WAON 利用約款に基づき、当社の親会社であるイオンが管理及び運営し、イオン等の許諾を得た事業者が発行した円単位の金額についての電子情報であって、イオンが定める WAON 利用約款に基づき利用者が、WAON 加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引における代金の支払に利用することができる電子マネーです。
- (9)「関連事業者」とは、横浜 FC、加盟店、その他に本カードを販売する事業者、提携サービス提供者の総称です。
- (10)「専用端末」とは、本カードに対応した IC カードリーダー/ライター端末です。
- (11)「記録情報」とは、本カードに記録されたポイントまたは提携サービスに関する情報です。

### 第3条（ポイント）

- 1.加盟店への来店、対象取引等の際に本カードを提示した場合、次のいずれかまたは両方のポイントが付与されます。  
なお、事後的なポイントの付与はできません。
  - (1) 対象取引金額 100 円あたり 1 ポイント（付与割合は加盟店が実施するキャンペーン等により変動することがあります。）
  - (2) 来店ポイント、その他加盟店が定める基準によるポイント
- 2.ポイントが付与された対象取引について、商品不良、サービスの不具合により、利用者に代金が返金された場合等、加盟店により、ポイントの付与が取り消される場合があります。
- 3.利用者は、1 ポイントあたり 1 円相当の割合で、対象取引における支払に代えて、付与されたポイントを利用することができます。

- 4.対象取引の範囲、第1項のポイント付与の具体的な条件、対象取引自体の条件は、各加盟店が定めます。
- 5.ポイントサービスの利用終了、その他いかなる理由によっても、付与されたポイントを換金することはできません。

#### **第4条（提携サービス）**

- 1.提携サービスは、次のとおりです。
  - (1) WAON
  - (2) その他、当社が本カードへの機能搭載を認めた第三者が提供するサービス等
- 2.本カードに記録される WAON の発行者は、イオンリテールです。本カードに記録される WAON の利用条件は、イオンリテールが「WAON 利用約款」及び「WAON ポイント約款」により定めるとおりです。
- 3.前項に定める他、提携サービスの利用条件は、提携サービス提供者が定めます。

#### **第5条（記録情報の確認）**

- 1.利用者は、加盟店端末での表示、その他、当社が指定する方法により、本カードに記録されたポイント残高を確認することができます。
- 2.利用者は、前項の確認方法に、ID（本カードに記載された番号等を含みます。）、パスワードを用いる場合、自らの責任で、第三者に知られないよう管理するものとします。

#### **第6条（問い合わせ窓口）**

- 1.次のサービス等の内容、記録情報の有効期限、本カード紛失・故障時の記録情報の取り扱い等については、内容に応じて、次の各社までお問い合わせ下さい。なお、次の各社は、提携サービス等、他社が提供する内容についてのご案内をすることがございます。
  - (1) 本カード自体またはポイントサービスに関する内容  
当社コールセンター
  - (2) 各加盟店のポイント付与基準、対象取引に関する内容  
各加盟店
  - (3) WAON に関する内容  
ワオンコールセンター
  - (4) その他の提携サービスに関する内容  
提携サービス提供者
- 2.本カード及びポイントサービスに関する当社コールセンターの連絡先は、本カードまたは当社の本カードに関する Web サイト（<http://www.daisuki-soccer.com>）等に掲載します。

#### **第7条（本カードに関する料金）**

- 1.本カードの発行を受けるために必要な費用等の条件は、各関連事業者が定めます。
- 2.提携サービスの利用料金が必要な場合、利用料金の金額、支払条件等については、各提携サービス提供者が定めます。

## 第 8 条（利用期間）

- 1.本カードは、利用者と提携サービス提供者との間の提携サービスに関する契約が有効に存続する限り、利用することができます。ただし、当社は、技術的、経済的、その他の重大な支障が生じた場合、当社と関連事業者との契約等に基づき、ポイントサービス、その他本カードに関連するサービス及び機能の全部または一部の提供を中止する場合があります。
- 2.ポイントの有効期限は、各本カードについて、最後に、ポイントを第 3 条第 1 項に基づき付与された日、または、第 3 条第 3 項に基づき利用した日から 180 日間です。
- 3.各提携サービスの利用期間、提携サービスに関する記録情報の有効期間は、利用者と提携サービス提供者との契約に定めるとおりです。なお、WAON の有効期限は、WAON 利用約款に定めるとおりです。

## 第 9 条（本規約の変更・通知）

- 1.当社は、30 日以上前に利用者へ通知することにより、本規約を変更できます。ただし、緊急の必要がある場合には、直ちに本規約を変更することがあります。
- 2.本規約の変更に関する通知は、書面、電子メールまたは当社の Web サイトに掲載する方法により行います。当該通知は、関連事業者を通じて行われる場合があります。

## 第 10 条（本カードの利用中止）

- 1.利用者は、前条第 1 項の変更に異議がある場合、または、その他の事由により、本カードの利用を中止することができます。
- 2.利用者が本規約に違反した場合、当社は本カード、ポイントサービス、その他本カードに関連するサービスの提供を中止することがあります。その場合、利用者には本カードを当社に返却して頂きます。
- 3.前 2 項の場合においても、利用者と関連事業者との契約関係は、当然には解除されず、各々の契約の条件に従って、残存または終了します。当社は、前 2 項により、利用者が対応サービスを利用できなくなったことに起因する損害については、責任を負いません。

## 第 11 条（個人情報）

- 1.当社は、利用者から個人情報を取得した場合、または、本条第 3 項に基づき個人情報の提供を受けた場合、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令に従って、厳重に管理します。
- 2.当社は、利用者の個人情報を下記の目的に限って利用します。
  - (1) 利用者の本カードの利用記録に基づく統計情報の作成・提供
  - (2) 本カード及びポイントサービスに関連する事業の運営
  - (3) 当社から利用者に対する下記の通知
    - ①本カード及びポイントサービスの仕様変更、利用条件の変更、その他関連する事項
    - ②本カードの新機能、当社または関連事業者のサービス・商品、イベント等に関する案内
- 3.当社及び関連事業者は、利用者から取得した個人情報を他の関連事業者（当社を含みます。）に提供することがあります。

- 4.当社は、本カードに関する運営業務を委託する第三者に対し、利用者の個人情報を提供することがあります。その場合、当社は当該第三者に対して、守秘義務を課し、個人情報が適切に取り扱われるよう監督します。
- 5.当社は、第2項(1)に定める統計情報を第三者に提供する場合、利用者が特定できる情報を削除し、個人情報でない形式に加工した情報を使用します。

#### **第12条（知的財産権）**

- 1.横浜FCの名称、キャラクター等に関する知的財産権は、株式会社横浜フリエスポーツクラブに帰属します。
- 2.提携サービスに関する知的財産権は、提携サービス提供者または当該提供者が指定する第三者に帰属します。
- 3.前2項に定める他、本カード及びポイントサービスに関する知的財産権は、当社または当社が指定する第三者に帰属します。

#### **第13条（禁止事項等）**

- 1.利用者は、本カードの保管、利用にあたり、本カードが変形、破損等しないように取り扱い、また、当社指定の方法以外で本カードを磁気に近付けないものとします。
- 2.利用者は、次の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 当社、関連事業者または第三者の知的財産権、その他の権利を侵害し、または、侵害する恐れのある行為
  - (2) 本カードの分解、解析、記録情報の改ざん等不正な目的・手段での使用
  - (3) 本カードに関連するシステムへの不正なアクセス等及び当該侵害行為を助長する行為
  - (4) 本カード及びポイントの第三者への譲渡、貸与
  - (5) 法令または公序良俗に反する行為
  - (6) 本カードに関連する事業の運営に支障をきたす行為

#### **第14条（本カードの交換）**

- 1.本カードの利用に不具合が生じ、当社コールセンターを通じて当該本カードを提出した場合、当社が本カード自体の不具合に起因するものと判断したときには、当社は、無償で本カードを交換し、従前のポイントを引き継ぎます。
- 2.前項の不具合が専用端末その他本カード以外の機器等に起因する場合、または、利用者の故意または過失による本カードの故障に起因する場合、当社は、責任を負いませんが、利用者が新たな本カードの交付を受け、同カードを不具合が生じたカードとともに、当社コールセンターを通じて提出した場合、従前のポイントを引き継ぐことができます。ただし、その費用は、利用者が負担するものとします。
- 3.前2項に基づき、引き継ぐことができる情報は、その時点で、当社が保存している記録情報に限るものとします。また、本カードの損傷等により、記録情報を引き継げない場合、当該損傷等が利用者または第三者の故意または過失によるときは、当社は、責任を負いません。

#### **第15条（当社の責任）**

- 1.当社は、本カードまたはポイントサービスに関し、当社の故意または重大な過失により利用者に損害を与えた場合に限り、利用者が被った損害を賠償します。

2.当社は、記録情報の正確性・真正性については保証しません。第8条第1項但書並びに第10条第1項及び第2項に基づく利用中止の場合を含め、記録情報の取り扱いについては、利用者と関連事業者との契約によるものとし、当社は、記録情報の経済的価値については、責任を負いません。

3.当社は、本カードの盗難・紛失、第5条第2項のID・パスワードの盗用、その他利用者または第三者の故意または過失による損害、不可抗力による損害、逸失利益その他の特別損害については、責任を負いません。

4.提携サービスについては提携サービス提供者、対象取引については加盟店の責任において提供されるものとし、当社は、責任を負いません。

#### **第16条（合意管轄）**

本規約に関する訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成27年5月7日

<大好き横浜 FCWAON カード発行元>

**フェリカポケットマーケティング株式会社**

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-2-1

<大好きポイント〈横浜 FC〉に関するお問合せ>

**大好きポイント〈横浜 FC〉コールセンター**

0570-068-888（平日 10：00～17：00）